

職場における喫煙対策に係る法令等

資料2-1-1

労働安全衛生法（平成4年5月 改正公布）

- 第71条の2 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。
- 第71条の3 厚生労働大臣は、前条の事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成4年7月労働省告示）

第2 快適な職場環境の形成を図るために事業者が講ずべき措置の内容に関する事項

1 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

(1) 空気環境

- 屋内作業場では、空気環境における浮遊粉じんや臭気等について、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理されるよう必要な措置を講ずることとし、必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること。

職場における喫煙対策のためのガイドライン（労働基準局長通達）（抜粋）

- 平成8年2月策定
 - たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に発出する方式又は空気清浄装置でたばこの煙を除外して屋内に排気する方式の喫煙室、喫煙コーナーを設置すること
 - 職場の空気環境を測定し、浮遊粉じんの濃度が $0.15\text{mg} / \text{m}^3$ 以下、一酸化炭素の濃度が 10ppm 以下とすること
- 平成15年5月改正
 - 喫煙室等の設置に当たっては、可能な限り喫煙室を設置すること
 - 空気清浄装置はガス状成分を除去できないという問題点があることから、空気清浄機ではなく、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に発出する方式の喫煙対策をとること
 - 浮遊粉じんの濃度が $0.15\text{mg} / \text{m}^3$ 以下、一酸化炭素濃度が 10ppm 以下のほか、喫煙室等と非喫煙場所との境界で、喫煙室等に向かう気流の風速を $0.2\text{m} / \text{sec}$ 以上とすること
(平成14年6月の健康局「分煙効果判定基準策定検討会報告書」に準拠)

「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進について（平成17年6月安全衛生部長通達）

- 喫煙室の設置等喫煙場所の確保等が困難な場合には、全面禁煙を勧奨するよう指導すること